

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成 20 年 1 月 29 日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

鳥取県病院局管理規程第 1 号

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程（平成 7 年鳥取県病院局管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「削除号細目」という。）を削り、同表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「追加号細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号細目を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(夜間看護等手当) 第15条 略 2 前項の手当の額は、その勤務 1 回につき、次の各号に掲げる <u>業務の区分</u> に応じ、 <u>それぞれ当該各号に定める額とする。</u> (1) 前項第 1 号の業務 次に掲げる <u>勤務の区分</u> に応じ、 <u>それぞれに定める額</u> <u>ア その勤務時間が深夜の全部を含む勤務</u> <u>6,200円</u> <u>イ その勤務時間が深夜の一部を含む勤務</u> <u>(ア) 深夜における勤務時間が4時間以上であるもの 3,300円</u> <u>(イ) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満であるもの 2,900円</u> <u>(ウ) 深夜における勤務時間が2時間未満であるもの 2,000円</u> (2) 略 3 略	(夜間看護等手当) 第15条 略 2 前項の手当の額は、その勤務 1 回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第 1 号の業務 次に掲げる <u>場合</u> に応じ、 <u>次に掲げる額</u> <u>ア 深夜における勤務時間が4時間以上である場合 3,300円</u> <u>イ 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 2,900円</u> <u>ウ 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 2,000円</u> (2) 略 3 略

附 則

この規程は、平成 20 年 2 月 1 日から施行する。